

日本ビーチバレーボール連盟プロパティ規定

2013年4月1日
日本ビーチバレーボール連盟

日本ビーチバレーボール連盟が管理する肖像・商標(意匠)の範囲

商標など	日本ビーチバレーボール連盟ロゴ
肖像等	1. 日本ビーチバレーボール連盟主催の大会における ◆選手・コーチの肖像 ◆試合風景 ◆練習風景 ◆インタビュー風景 ◆大会中のイベント風景など
	2. 日本ビーチバレーボール連盟主催のイベント及び記者会見などにおける ◆選手の肖像 ◆イベント、会見風景
その他	1. 選手・コーチ等の似顔絵、アニメーション、名前、音声、サイン
	2. 公式ユニフォーム

日本ビーチバレーボール連盟が定義する「報道利用」と「報道利用以外」

【報道利用】

新聞および定期刊行物、TV・ラジオ等の報道番組での正当な個人・団体を誹謗・中傷する目的ではない報道における肖像および商標の利用を言う。

報道一次利用	当該媒体に掲載するために取材撮影した映像・静止画像などの肖像をその媒体で使用する事。
報道二次利用	報道一次利用で撮影した肖像等を「自社の他媒体での報道利用」および「第三者の報道利用」として使用すること。

※ただし、インターネットメディアサイトについては、別途承諾が必要です。

【報道以外の利用】

企業や商品などの宣伝、出版物の宣伝告知、キャンペーン活動、商品など、営利目的で行う活動、「報道利用」の範囲に入らない媒体等での肖像および商標の利用を言う。(原則として、肖像権料や商品化権料が発生)

報道以外の利用	◆商品、企業などの広告宣伝および広報活動での利用 ◆商品での利用 ◆報道した内容を宣伝・告知する目的における利用 ◆「報道利用」の範囲に入らない媒体および内容での利用
---------	--

日本ビクターホールディングスが管理する肖像・商標(意匠)を利用する場合の概要

	利用	利用目的	その他特記事項	使用申請等
映像	一次利用	報道利用(ニュース・スポーツニュースなど)	1試合30秒まで、1大会2分まで、全映像を合算して最大3分まで使用可能。※1	不要
		その他の番組での利用	使用によって制限があるものがある。試合映像等については最大3分まで使用可能。	要申請
	二次利用	報道利用(ニュース・スポーツニュースなど)	1試合30秒まで、1大会2分まで、全映像を合算して最大3分まで使用可能。	要申請
		各種TV番組での利用	使用によって制限があるものがある。規定の映像使用料が発生。	要申請
		各種映像媒体での利用(商業利用を含む)	申請後利用の可否を決定。規定の映像使用料が発生。	要申請
インターネットでの利用	申請後利用の可否を決定。規定の映像使用料が発生。掲載にはJBVのクレジットを記載する。	要申請		
静止画像	一次利用	報道利用(新聞・定期刊行物・ニュース・スポーツニュースなど)	報道を目的とした使用に限る。	不要
		インターネットでの利用※2(携帯サイト含む)	「スポーツ報道」を目的とした無料での情報提供ホームページに限る。使用枚数及び掲載期間に制限あり※3	不要
	二次利用	報道利用(新聞・定期刊行物・ニュース・スポーツニュースなど)	報道を目的とした使用に限る。掲載画像は報道機関が一次利用で使用したものに限り	不要
その他	報道以外の利用(商業利用を含む)	申請後利用の可否を決定。規定の使用料が発生。掲載にはJBVのクレジットを記載する。	要申請	
意匠・商標		報道利用	「報道」を目的とした使用に限る。	不要
		報道以外の利用(商業利用を含む)	ホームページ上のデザイン(アイコンや挿絵など)では使用禁止。	要申請
他		報道利用	申請後利用の可否を決定。	要申請
		報道以外の利用(商業利用を含む)	申請後利用の可否を決定。	要申請
商品		商業化利用	使用にあたって制限があるもの、利用できないものがある。	要申請

※1 衛星波については試合終了後24時間以内かつ3分以内のニュース報道としては映像の使用は可能ですが、衛星波の二次利用については別途申請が必要です。

※2 取材規定に基づき、インターネットメディア単体での取材は不可となります。インターネットについては、報道機関が発行する新聞・定期刊行物のほか、スポーツニュース協会加盟社およびニュース番組で、それを補完するためのホームページでは静止画像の掲載が可能です。取材を認められたメディアでは規定の範囲内で画像を使用することができます。

※3 静止画像の使用枚数については1大会10枚まで、うち1選手3枚までとします。(記者発表などのイベントについても同様とする)

静止画像の使用期間については、掲載日から最大1年とし、1年を超えた場合は別途使用料金をいただきます。

【映像使用料】

映像の利用は「ニュース・スポーツニュース利用」、「中継利用」については映像の使用料は発生しませんが、映像を報道利用以外で使用する場合、もしくは報道利用であっても規定の範囲外で使用する場合は規定の映像使用料が発生します。またインターネットで映像も使用する場合も同様に使用料が発生します。

テレビ放送用映像使用料(税別)

分類		基本料金	使用料金				
			～10秒	11秒～30秒	31秒～1分	1分1秒～2分	左記時間以上
地上波 (アナログ・デジタル)	全国	15,000円	8,000円	20,000円	45,000円	90,000円	要相談
	関東	10,000円	4,000円	10,000円	22,500円	45,000円	要相談
	関西	10,000円	4,000円	10,000円	22,500円	45,000円	要相談
	東海	7,000円	2,400円	6,000円	13,500円	27,000円	要相談
	その他地域	5,000円	2,000円	5,000円	11,250円	22,500円	要相談
BS	10,000円	4,000円	10,000円	22,500円	45,000円	要相談	
CS	5,000円	2,000円	5,000円	11,250円	22,500円	要相談	

分類		基本料金	使用料金	
官公庁	公共	2,500円	1秒=200円	長時間の場合、要相談
	PR	5,000円	1秒=300円	長時間の場合、要相談

【インターネット用映像使用料(税別)】

基本料金	1秒当たりの使用料
20,000円	地上波の全国放送と同じ

※ただし、インターネット配信のみの使用はお断りいたします。